

# オープンイノベーション促進税制の拡充及び要件の見直し

## 目的・背景

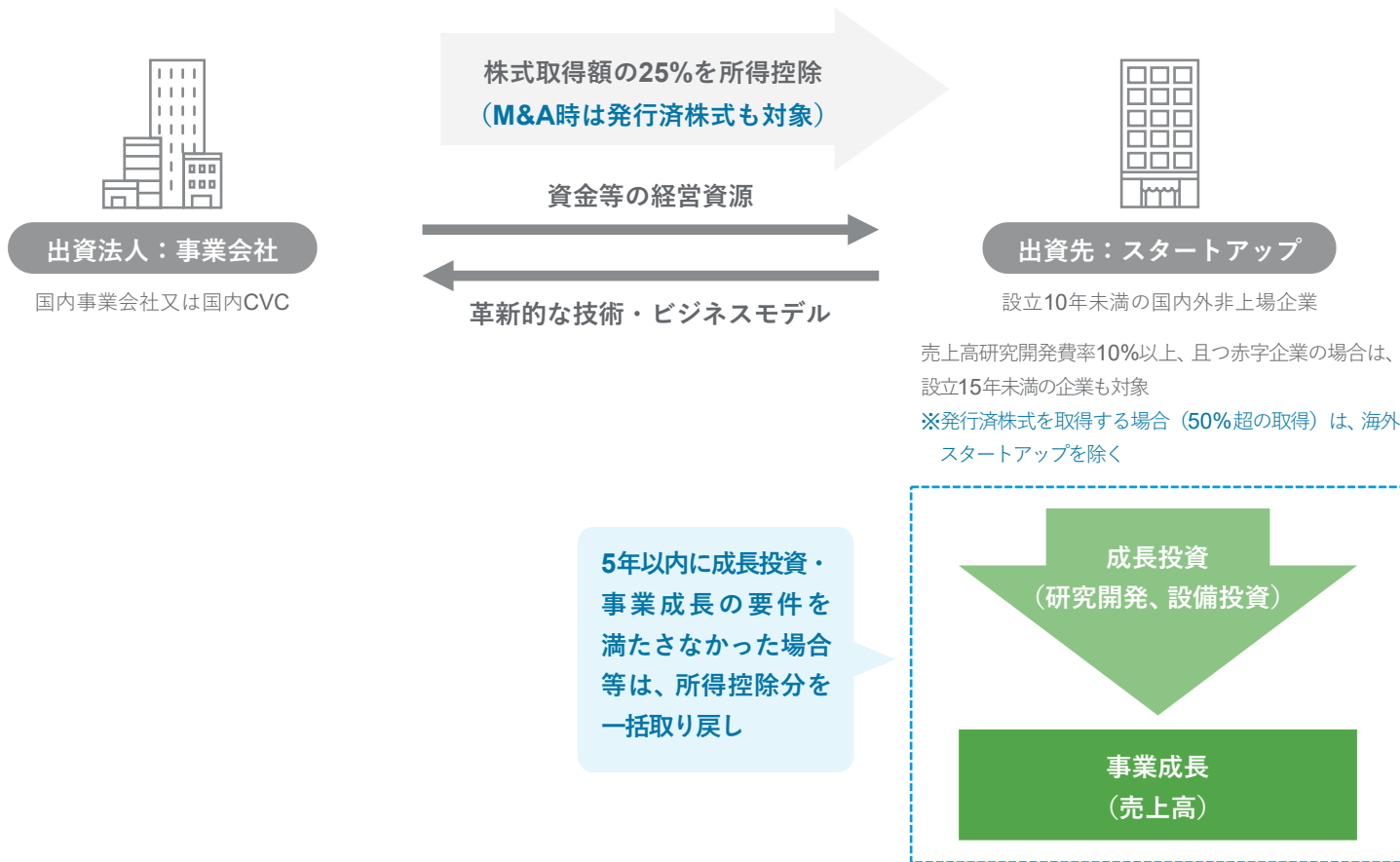
「スタートアップ創出元年」としてスタートアップ関連の支援体制を整備する中、スタートアップ企業が国内の既存企業の資源や人材を活用し、その後の事業展開における成長速度を加速できるよう、出口戦略としてIPOだけでなくM&Aを促進することを目的としており、改正後は新規発行株式だけでなく、M&A時の発行済株式を取得する場合においても制度の適用が認められるといった優遇措置の拡充が行われる。

## 税制措置の内容

大項目	内容
所得控除	青色申告書を提出する内国法人等が、一定の要件を満たすスタートアップ企業の株式を取得した場合には、その取得価額の25%相当額を特別勘定として経理処理することにより、その経理処理した金額を損金算入することができる制度である。 現行法上では、特定株式の取得要件について、資本金の増加を伴う払込みに限定されていたが、改正後は、発行済株式の取得も対象とするように見直されている。
特別勘定の取崩し事由	上記により経理処理した特別勘定は、一定の事由に該当した場合には、その該当することとなった日を含む事業年度において取崩し、対応する金額を益金に算入する。なお、既存の発行株式の購入により取得した場合の特別勘定の取崩し事由は、現行の制度を準用しつつ、一部見直した事由となる。（次ページ参照）

# 税制措置の内容

## イメージ図



## 特別勘定の取崩し事由（改正点）

- (イ) 特定株式の取得から5年を経過した場合  
※ただし、その取得の日から5年以内に、いずれかの事業年度において、売上高が1.7倍、且つ33億円以上となったこと等の要件に該当することとなった場合を除く
- (ロ) 対象法人を合併法人とする合併により特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した場合
- (ハ) 対象法人が特定株式に係る特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の過半数を有しないこととなった場合
- (ニ) 上記(イ)ただし書の場合において、特定株式の取得の日から5年を経過した後に現行の取崩し事由（特定事業活動に係る継続証明がされなかったこととの事由及び特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があったこととの事由を除く）に該当することとなった時
- (ホ) 上記(イ)ただし書の場合において、特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合が減少した時
- (ヘ) 上記(イ)ただし書の場合において、特定株式につき剰余金の配当を受けた時

出典：経済産業省「令和5年度経済産業関係税制改正について」

## 現行・改正案の比較

		現行	改正案
特定株式要件		新規発行株式（資本金の増加を伴う払込み）	新規発行株式（資本金の増加を伴う払込み） ※既にその総株主の議決権の過半数の株式を有している場合は、そのスタートアップ企業に対する出資は対象から除外される。
		—	発行済株式（発行法人以外の者から購入：50%超の取得時） ※2023年4月1日以降に新規発行株式の取得による本税制の適用を受けた後にそのスタートアップ企業の株式を取得する場合は対象外とする。
株式取得価額要件	対象法人：大企業	1億円以上	対象法人が大企業・中小企業問わず、 ・ 新規発行株式については、変更なし ・ <b>発行済株式</b> については、一律 <b>5億円以上</b>
	対象法人：中小企業	1,000万円以上	
	外国法人への出資	5億円以上	外国法人株式の取得については対象外
取得価額の上限額	新規発行株式	100億円	50億円
	発行済株式	—	200億円
保有見込期間	新規発行株式	3年	3年（変更なし）
	発行済株式	—	5年